

項番	(あ)訪問 受理番号	(い) 諮問	(う) 開示請求 日	(え) 開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足りる事項	(お) 決定	(か) 開示請求に係る保有個人情報、開示しないことと した部分	(き) 開示しないこととした理由、開示請求を却下した理由又は開示請求 に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求 日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	令和 2 年度 諮問受理第 175号	令和 2 年 12月28日 付け大東 淀保福第 862号	令和2年7 月10日	平成25年〇月〇日付けで、東淀 川区保健センターが審査請求人 の母に対して、行った緊急一時 保護の全記録（音声記録と映像 記録を含む）	令和 2 年 8 月26日付け大東 淀保福第355 号部分開示	【開示請求に係る保有個人情報】 審査請求人の母にかかる関係機関との経過記録 【開示しないこととした部分】 開示請求者以外の第三者から提供された情報及び 聴取した情報に関する部分	【開示しないこととした理由】 旧条例第19条第 6 号に該当 （説明） 開示しないこととした部分については、本市の事業に関する情報であ って、開示することにより、大阪市要援護高齢者一時保護事業の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	令和 2 年 11月18日	令和 2 年 8 月26日付け大東淀保福第355号部分開示決定処分（以下「本件決定 1」という。）を取り消し、全部公開決定を求める。 1 実施機関は、開示請求者以外の第三者から提供された情報及び聴取した情報に関する部分は、旧条例第19条第 6 号に該当するとの理由で、同部分を開示しなかったが、審査請求人の母は既に死亡していることから、これらの部分が開示されることにより、大阪市要援護高齢者一時保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないから、旧条例第19条第 6 号に該当しない。 2 審査請求人は、本件保有個人情報の開示請求と同時に、平成〇年〇月から平成〇年〇月の大阪市東淀川区保健福祉センターにおける特別養護老人ホーム入所措置処分についての全記録の公文書公開請求を行っていたところ、令和 2 年 8 月26日付で、一部公開決定がなされ、大阪市東淀川区役所保健福祉課において、要援護高齢者緊急一時保護依頼書、要援護者入退所報告書、想定問答集、関係者との面談記録、関係機関との経過記録の一部公開を受けた。一部公開を受けた記録によれば、平成〇年〇月から同年〇月までの間に大阪市東淀川区役所が実施した緊急一時保護は 1 件のみであったことから、審査請求人が一部公開を受けた前記各文書は、平成25年〇月〇日に行われた審査請求人の母に対する緊急一時保護にかかる文書であることは明らかとなった。しかるに、実施機関が、本件保有個人情報の開示請求に対して一部開示したのは、審査請求人にかかる関係機関との経過記録のみであり、情報公開請求により部分公開された前記各文書はその存否すら明らかにせず、決定の対象から除外している。別件情報公開請求により、審査請求人にかかる保有個人情報は他にも存在していることは明らかであるにもかかわらず、これらを開示しないのは不当である。したがって、速やかに開示されるべきである。
									1 対象情報について 本件開示請求の対象となった情報（以下「本件情報 1」という。）が記録された文書は、審査請求人の母に係る緊急一時保護事業における本市と関係機関との経過記録（以下「本件文書 1」という。）であり、「関係機関との経過記録」とは、緊急一時保護後の本市と関係機関との連絡記録を書面にした文書である。関係機関との連絡がない場合は通常作成しない文書であり、実施機関において本件文書 1 のうち審査請求人に関する情報が記載された部分を本件請求に係る保有個人情報として特定した。 2 非開示部分の旧条例第19条第 6 号該当性について 本件決定 1 において非開示とした部分（以下「本件非開示部分 1」という。）は、緊急一時保護事業を行う上で連携している関係機関や関係者（以下「関係機関等」という。）から提供された情報及び聴取した情報に関する部分であり、高齢者虐待及び養護者支援の情報が詳細に記録されている。 関係機関等はこれらの情報が明らかにならないことを前提に協力しており、これらの情報を審査請求人に開示することにより、本市と関係機関等の信頼関係を崩壊させることとなり、今後関係機関等から緊急一時保護事業を円滑に行うために必要な情報の提供が受けられなくなるおそれがある。その結果、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 9 条に規定された高齢者の身体面の安全と精神的安定を確保することという目的の達成が困難となる。 したがって、本件非開示部分 1 は、開示することにより将来の本市の緊急一時保護事業の執行に著しい支障を生じるおそれがあるため、条例第19条第 6 号に該当すると判断した。 3 審査請求人の主張について 審査請求人は、審査請求人の母が既に死亡していることを理由に本件非開示部分 1 が開示されることにより、緊急一時保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない旨主張しているが、上記で述べたように、今回の事案に限らず今後の当該事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。 また、審査請求人は、審査請求人の母に係る個人情報他に存在するにもかかわらず開示しないのは不当であると主張しているが、審査請求人の母に係る個人情報は、旧条例第17条に規定する「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないため、本件請求の対象外であると判断した。なお、審査請求人の母は本件請求以前に死亡していることから、相続財産に関する情報のように、相続人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報については、審査請求人の個人情報として開示請求の対象となると解すべきところであるが、実施機関としては、本件文書 1 のうち本件情報 1 を除いた部分については審査請求人の個人に関する情報と認める事情はなく、相続に関する情報の記載もなかったことから、審査請求人に係る保有個人情報に該当しないと判断した。
2	令和 3 年度 諮問受理第 7 号	令和 3 年 5 月17日 付け大東 淀保福第 108号	令和3年1 月20日	東淀川区保健福祉センターが審 査請求人の母に対して行った老 人福祉法第11条を適用して高齢 者虐待防止法第13条の面会制限 の全記録（音声記録と映像記録 を含む）	令和 3 年 2 月 3 日付け大東 淀保福第962 号全部開示	【開示請求に係る保有個人情報】 ・ 裁決書の謄本について（平成26年〇月〇日） ・ 裁決書（平成26年〇月〇日） ・ 決定書の謄本について（平成26年〇月〇日） ・ 決定書（平成26年〇月〇日） ・ 不服申立取扱件数等の調査について（照会） （平成26年 9 月24日）		令和 3 年 4 月19日	令和 3 年 2 月 3 日付け大東淀保福第962号全部開示（以下「本件決定 2」という。）を取り消し、求めた文書の開示決定を求める。 本件決定 2 により開示決定された文書は、令和 3 年1月20日に審査請求人が開示請求した内容の文書ではない。審査請求人が開示請求した文書は、特定日から特定日まで（措置期間）の審査請求人の母と審査請求人に対して東淀川保健福祉センターが行った老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条を適用して、高齢者虐待防止法第13条の面会制限に係る文書であり、今回開示決定された文書は、平成25年11月 5 日付で審査請求人が行った審査請求（審査請求人の母に対して東淀川区保健福祉センターが行った施設への入所措置の取り消しと執行停止を求める）に関する文書なので、明らかに今回開示請求した内容と異なる。
									対象情報について 本件請求の対象となった情報（以下「本件情報 2」という。）は、審査請求人が、実施機関が審査請求人の母に対して行った老人福祉法第11条に基づく入所措置処分、いわゆる「やむを得ない事由による措置（以下「やむを得ない措置」という。）」の取消し及び執行停止を求めた行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「別件審査請求」という。）に対する裁決書の謄本等である。 「やむを得ない措置」とは、虐待を受け、虐待から保護される必要があると認められる高齢者やその養護者の心身の状態に照らして養護の負担軽減を図るために介護保険サービスの利用が必要と認められる高齢者等、やむを得ない事由があると判断できた者について、特別養護老人ホームに入所させる等の措置のことであり、当該措置を行った場合、高齢者虐待防止法第13条において、養護者について高齢者との面会制限ができると規定されている。面会制限は、やむを得ない措置による分離及びこれを実行化するための付随的措置であるため、面会制限に係る固有の文書等は存在しないものであるところ、審査請求人が「被措置者との同居生活や面会が不可能となっている」ことを理由に同居生活の回復と面会制限の取消しを求めて当該審査請求を提起した結果、裁決及び決定を行ったものであることから、実施機関としては、別件審査請求に対する裁決書の謄本等を審査請求人が言うところの「面会制限」に係る保有個人情報と判断した。 もっとも、前述のとおり、やむを得ない措置を行う際に高齢者虐待防止法第13条の規定により面会制限を行うことができるものであることから、面会制限に係る記録のみを作成する取扱いをしておらず、やむを得ない措置である入所措置処分に係る記録に含まれる情報である。本件請求において審査請求人が「面会制限の全記録」と表示して請求していることを踏まえ、本件請求の趣旨を「面会制限」に限定して保有個人情報の開示を求めるものと解し本件情報 2 を特定した訳であるが、仮にやむを得ない措置に係る記録において審査請求人が言うところの「面会制限」に係る記録があったとしても、対象となる特別養護老人ホームの入所措置処分の記録に関する書類については、保存年限が経過した後廃棄していることから、文書は実際に存在しないため開示することができない。

項番	(あ)諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 開示請求 日	(え) 開示請求書に記載された保有個人 情報を特定するに足りる事項	(お) 決定	(か) 開示請求に係る保有個人情報、開示しないこと とした部分	(き) 開示しないこととした理由、開示請求を却下した理由又は開示請求 に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求 日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
3	令和3年度 諮問受理第 30号	令和3年 8月17日 付け大東 淀保福第 373号	令和3年 4月15日	審査請求人の母に関する文書 「要援護高齢者緊急一時保護依 頼書」「想定問答集」「関係者 との面談記録」「関係機関との 経過記録」「審査請求人の母に かかる関係機関との経過記録」 のなかの審査請求人に関する全 記録（東淀川区保健福祉セン ター保存分）	令和3年4月 30日付け大東 淀保福第64号 部分開示	【開示請求に係る保有個人情報】 審査請求人の母にかかる関係機関との経過記録 【開示しないこととした部分】 開示請求者以外の第三者から提供された情報及び 聴取した情報に関する部分	【開示しないこととした理由】 旧条例19条第6号に該当 (説明) 開示しないこととした部分については、本市の事業に関する情報で あって、開示することにより、大阪市要援護高齢者一時保護事業の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	令和3年 7月28日	令和3年4月30日付け大東淀保福第64号部分開示決定処分（以下「本件決定3」という。）を取り消し、非開示部分の開示を求める。 実施機関は、審査請求人が開示請求した文書「審査請求人の母にかかる関係機関との経過記録」のなかの審査請求人に関する全記録のうち、「開示請求者以外の第三者から提供された情報及び聴取した情報に関する部分」を旧条例第09条第6号に該当として、非開示をした。 部分開示決定通知書には、「本市の事業に関する情報であって、開示することにより、大阪市要援護高齢者一時保護事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」との説明が記載されている。 しかし、「審査請求人の母にかかる関係機関との経過記録」は、審査請求人の母を要援護高齢者とし、審査請求人を「虐待者」として、審査請求人の母を緊急一時保護するための関係機関との経過を記録した文書であるから、関係各所から、審査請求人を本人として聴取または提供された内容は、審査請求人を本人とする個人情報である。 また、審査請求人の母に対する緊急一時保護は既に終了しているうえ、同人は既に死亡しているから、第三者から提供あるいは聴取した情報を開示されることによって、大阪市要援護高齢者一時保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは存在しない。 行政機関が「事業の適正な遂行に及ぼす恐れ」という一般的かつ抽象的な理由によって知る権利を不当に制限することがあってはならないから、開示請求を拒みうる「事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れ」とは、個別かつ具体的な現実的な支障のおそれがあるといえる場合でなければならない。 ところが、本件開示請求に対しえ、実施機関は、開示することによって事業（しかも既に事業が終了して数年も経過している事業）にどのような支障を及ぼすおそれがあるのか具体的に明示しておらず、単に抽象的に「支障を及ぼすおそれがある」と説明するのみであるから、旧条例第19条第6号には該当しない。
									1 対象情報について 本件開示請求の対象となった情報（以下「本件情報3」という。）が記録された文書は、審査請求人の母に係る緊急一時保護事業における本市と関係機関との経過記録（以下「本件文書2」という。）であり、緊急一時保護後の本市と関係機関との連絡記録を書面にした文書である。関係機関との連絡がない場合は通常作成しない文書であり、実施機関において本件文書2のうち審査請求人に関する情報が記載された部分を本件請求に係る保有個人情報として特定した。 2 非開示部分の旧条例第19条第6号該当性について 本件決定3において非開示とした部分（以下「本件非開示部分3」という。）は、緊急一時保護事業を行う上で連携している関係機関等から提供された情報及び聴取した情報に関する部分であり、高齢者虐待及び養護者支援の情報が詳細に記録されている。 関係機関等はこれらの情報が明らかにならないことを前提に協力しており、これらの情報を審査請求人に開示することにより、本市と関係機関等、また関係機関等と本人との信頼関係が損なわれるのみならず、関係機関等と本人との信頼関係が損なわれることをおそれて今後関係機関等から緊急一時保護事業を円滑に行うために必要な情報の提供や協力が得られなくなる等のおそれがある。その結果、高齢者虐待防止法第9条に規定された高齢者の身体面の安全と精神的安定を確保することという目的の達成が困難となる。 審査請求人の母は本件請求以前に死亡しているところ、審査請求人は、「緊急一時保護は既に終了しているうえ、」審査請求人の母は「既に死亡しているから、第三者から提供あるいは聴取した情報を開示されることによって、大阪市要援護者齢者一時保護事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れは存在しない。」と主張するが、前述のとおり、今後関係機関等から必要な情報提供や協力が得られなくなる等、将来の本市の緊急一時保護事業の執行に著しい支障が生じるおそれがあるといえる。 よって、本件非開示部分3は、開示することにより将来の本市の緊急一時保護事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第19条第6号に該当すると判断した。
4	令和3年度 諮問受理第 31号	令和3年 8月17日 付け大東 淀保福第 375号			令和3年4月 30日付け大東 淀保福第65号 却下	【開示請求に係る保有個人情報】 審査請求人の母に関する文書 ・要援護高齢者緊急一時保護依頼書 ・想定問答集 ・関係者との面談記録	【開示請求を却下する理由】 本件開示請求は、大阪市個人情報保護条例第17条に基づいて開示請求することができる「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないため	令和3年 7月27日	令和3年4月30日付け大東淀保福第65号却下処分（以下「本件決定4」という。）を取り消し、全部公開決定を求める。 実施機関は、本件開示請求は開示請求者に係るものではなく、旧条例第17条に定める自己を本人とする保有個人情報の開示請求には該当しないことを理由として、開示請求を却下した。 本件開示請求は、審査請求人の母にかかる文書「要援護高齢者緊急一時保護依頼書」「想定問答集」「関係者との面談記録」の中の審査請求人に関する全記録の開示を求めるものであるから、審査請求人に係る請求であり「自己を本人とする保有個人情報の開示請求」に該当する。 すなわち、審査請求人の母に関する上記文書は、大阪市東淀川区保健福祉センターが高齢者虐待防止法に基づき審査請求人の母を緊急一時保護するに際して作成された文書であるところ、当該一時保護は、審査請求人を「虐待者」とした上で行われたことが明らかとなっているから、上記各文書中の審査請求人に関する記述部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報である。 「想定問答集」は、高齢者虐待防止マニュアルにそって、個別のケースに合わせて大阪市東淀川区保健福祉センターが作成する文書なので、開示請求者を念頭に入れて作成されていることは明らかであり、審査請求人本人の情報が含まれていることも明らかである。
									本件開示請求の対象となった情報（以下「本件情報4」という。）は、審査請求人の母に係る緊急一時保護事業における実施機関から関係機関への保護依頼書、実施機関における虐待対応方針及び関係者との面談記録である。これらは、審査請求人の母の状況や緊急一時保護実施後の様子等が詳細に記録されているものであり、審査請求人に係る記載はないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。もっとも、旧条例第2条第2号により、本市の個人情報保護制度の対象とする個人情報とは「生存する個人に関する情報」に限っていることから、審査請求人の亡き母に係る情報である本件情報4は、当該制度の対象外とするものである。ところが、相続財産に関する情報のように、相続人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報については当該相続人の個人情報として保護対象となるものとされているため、実施機関において、本件情報4が審査請求人の個人情報の性質を有しているか検討したところ、審査請求人の個人に関する情報と認める事情はなく、相続に関する情報の記載もなかったことから、審査請求人の保有個人情報に該当しないと判断した。
5	令和3年度 諮問受理第 32号	令和3年 8月17日 付け大東 淀保福第 377号	令和3年 4月15日	平成25年度、26年度老人福祉措置台帳（区）老人福祉関係書類の簿冊のなかの審査請求人の母に関する全記録（東淀川区保健福祉センター保存分）	令和3年4月 30日付け大東 淀保福第66号 不存在による 非開示			令和3年 7月27日	本件請求に対して、実施機関は、25年、26年度の老人福祉措置台帳（区）は作成しておらず、老人福祉措置関係書類は25年、26年には存在したが保存年限3年が経過したので、廃棄したので不存在としている。 文書事務の手引きには、年度をまたがって常用使用する公文書は、文書分類表で常用と定められている公文書であると定められている。常用期間中は、他の公文書に比較して活用度が高いので、常用簿冊を作成して、その中に綴じなければならない。行政措置も年度をまたがる処分である為、常用期間のある老人福祉措置台帳（区）の簿冊を作成し、綴じるべきである。 しかし、実施機関は当時、措置関連書類については、常用期間のない老人福祉事務関係書類（区）保存年限5年に綴じていたが、誤って保存年限3年の老人福祉措置申請相談ケース（区）に綴じて廃棄したと主張している。 そのうえ、実施機関は平成28年度廃棄簿冊目録も作成しておらず、廃棄された証明もない。また、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）に基づく行政処分の記録は、5年保存と定められているので法令違反になる。因って、廃棄したため「不存在」は疑わしい。
1 本件請求について 本件請求は、審査請求人の母に関する記録として、平成25年度及び26年度の「老人福祉措置台帳(区)」及び「老人福祉関係書類」の簿冊に含まれる情報の開示を求めるものである。実施期間は、本件請求を、東淀川区保健福祉センターが保有する審査請求人の母に関する「平成25年度、26年度の老人福祉措置台帳（区）及び老人福祉関係書類の簿冊」に含まれる保有個人情報の開示を求めるものと解釈し、本件決定を行った。 2 老人福祉措置台帳(区)について 本市の公文書を適切に整理保存するための分類基準である文書分類表において、「老人福祉措置台帳(区)」は常用文書を編綴する簿冊とされており、保存年限は5年と定められている。常用文書とは、文書分類表で常用と定められている公文書で、事務上年度をまたがって常時使用する公文書をいう。 東淀川区保健福祉センターにおいては、「老人福祉措置台帳(区)」の簿冊を作成していないため、本件情報のうち当該簿冊に係る情報は、そもそも存在せず開示することはできない。 3 老人福祉関係書類について 文書分類表において、「老人福祉関係書類」は常用文書を編綴する簿冊でなく、保存年限は3年と定められている。 各局・区の固有事務に係る文書を編綴する簿冊の名称については、文書分類表において、簿冊名称の末尾に（区）と表記しているものは、区役所だけで使用する分類であり、表記のないものは区役所を除く局等だけで使用する分類であり、局等・区どちらでも使用するものには、（局区）と表記されている。 東淀川区保健福祉センターにおいては、「老人福祉関係書類」の簿冊を作成しているが、本来は区役所を除く局等が使用する簿冊であり、当該簿冊は、保存年限が経過したために廃棄していることから実際に存在しないため開示することができないが、仮に存在しても上記のとおり当該簿冊に編綴する公文書はそもそもないため、本件情報のうち当該簿冊に係る情報は存在しない。 4 審査請求人の主張について 審査請求人は、審査請求人の母に関する何らかの記録を「常用期間のある老人福祉措置台帳（区）の簿冊を作成し、綴じるべきである。」と行政の事務に対する個人的な見解を述べ、また、本件請求に関わらない事項を審査請求の理由として主張しているが、東淀川区保健福祉センターとしては前述のとおり簿冊を管理しており、本件情報4は存在しない。									